

# 令和5年度 野田市第3子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、下記要件に該当する第3子以降の義務教育期間における学校給食費について令和5年4月分から令和6年3月分を無償化します。

※このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、義務教育期間の野田市立小中学校における全ての世帯に配布しています。

## 無償化の対象となる要件

令和5年度は、以下の①から③を全て満たしている保護者が対象となります。

なお、無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費となります。

- ① 平成29年(2017)年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から3番目以降の子が野田市立小学校・中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等（就学奨励費を除く）で学校給食費の支援を受けていない。
- ④ 学校給食費の滞納が無い。（完納後に申請をお願いします。）

無償化の対象となる児童生徒の例（が無償化の対象者・丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	扶養している①	扶養している②	<input type="checkbox"/> 中学生③	<input type="checkbox"/> 小学生④	中学生③・小学生④
例2	扶養している①	扶養している②	<input type="checkbox"/> 中学生③	私立中学生④	中学生③
例3	扶養していない	扶養している①	中学生②	<input type="checkbox"/> 小学生③	小学生③
例4	扶養している①	扶養していない	中学生②	<input type="checkbox"/> 中学生③	中学生③

## 申請方法

- ① 「野田市第3子以降学校給食費減免申請書」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。学年は、令和5年4月時点の学年をご記入ください。対象の児童生徒が複数いる場合も、申請書は世帯で1枚にまとめてご記入ください。
- ② 申請書に記載した子のうち、野田市立小・中学校に在籍している子を除いた全ての子の、有効な健康保険証の写し（コピー）を申請書の指定欄に張り付けてください。

（裏面に続く）

## 令和5年4月から無償化の適用を受ける場合

学校が指定する当初申請期限までに、お子様が通学する学校へ申請書等を提出してください。(対象の児童生徒が複数いる場合は第3子が在籍する学校へ提出してください。)

なお、学校が指定する当初申請期限を過ぎた場合、下記期限までに申請書及び口座振替払依頼書を、学校教育課に直接郵送又は持参してください。

令和5年5月2日(火)まで

## 年度途中の申請について

○当初申請期限(令和5年5月2日)以降に申請書及び口座振替払依頼書を提出する場合は、学校教育課に直接郵送又は持参してください。申請書が提出された、申請月より無償化の対象となります。

※年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合も同様。

以下の例に当てはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

- 例
- ・市外から転入してきた
  - ・扶養する子が増えた
  - ・就学援助、生活保護の適用を受けられなくなった

## 決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、学校を通してお知らせいたします。

○当初申請分：令和5年6月頃

○当初申請期限後の申請分：申請書提出から2か月程度(※申請書に不備等が無かった場合)

免除された期間の学校給食費は、納付の必要はありません。免除された期間の学校給食費を既に納付済みの場合は、認定月の翌々月(当初申請分は7月)を目途に返金を行います。

## 世帯の状況に変更が生じた場合

決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合(扶養している子の人数に変更があった場合など)は、速やかに野田市学校給食費減免状況変更届(ホームページからダウンロードすることができます。)をご提出ください。(扶養している子が減った場合は、無償化を取り消すことがあります。)

その他、ご不明点等があれば、下記学校教育課までご連絡ください。

お問い合わせ先・申請書等提出先

〒278-8550 野田市鶴奉7-1  
野田市教育委員会 学校教育課 保健給食係  
電話：04-7199-4766